

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 岩手県岩泉町

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.1%
全職員	65.7%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	－%
本庁課長相当職	－%
本庁課長補佐相当職	94.3%
本庁係長相当職	93.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.5%
31～35年	96.7%
26～30年	84.2%
21～25年	86.3%
16～20年	96.4%
11～15年	87.9%
6～10年	94.9%
1～5年	96.7%

【説明欄】

- ・パートタイム会計年度任用職員のうち、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の職員は、算出の対象外としている。
- ・扶養手当について、男性職員に支給している場合が多く、扶養手当を受給している男性職員の割合は79.3%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。